一四　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正関係
保税地域から引き取られる課税物品に係る重加算税の特例について、所要の措置を講ずることとした。（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第一九条関係）

一五　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正関係
暗号資産等取引情報の自動的な提供のための報告制度を次のとおり整備することとした。（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四一条の三及び第四七条関係）

1　報告暗号資産交換業者等は、その年の一二月三一日において当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者が報告対象契約を締結している場合等には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地及び特定居住地国、その年において当該報告暗号資産交換業者等との間で行われた暗号資産等売買等に係る暗号資産等の種類ごとの名称、当該種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額その他一定の事項（以下「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三〇日までに、電子情報処理組織を使用する方法等により、当該報告暗号資産交換業者等の本店等の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

2　暗号資産等取引を行った者若しくはその関係者又は報告暗号資産交換業者等が、当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について、提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行った場合等には、当該行為がなかったもの等として、本制度を適用する。

3　税務職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4　報告事項の提供義務に対する違反行為等について所要の罰則を規定する。

一六　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係

1　非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について、次の見直しを行うこととした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一〇条の五関係）

㈠　報告金融機関等は、次に掲げる者につき、それぞれ次に定める日までに、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

(1)　令和七年一二月三一日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者で同日において当該特定取引（一定の特定取引を除く。）に係る契約を締結しているもの　令和九年一二月三一日

(2)　令和八年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者で届出書の提出をしなかったもの　当該特定取引を行った日から二年を経過する日

㈡　我が国及び租税条約の相手国等の双方を居住地国とする。

2　非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度を次のとおり整備することとした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一〇条の九～第一〇条の一四及び第一三条関係）

㈠　次に掲げる者は、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、居住地国その他一定の事項を記載した届出書を、(1)に掲げる者にあっては(1)の暗号資産等取引を行う際、(2)に掲げる者にあっては令和八年一二月三一日までに、それぞれ次の報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならない。この場合において、それぞれ次の報告暗号資産交換業者等の営業所等の長は、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならない。

(1)　令和八年一月一日以後に報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者

(2)　令和七年一二月三一日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている者

㈡　報告暗号資産交換業者等は、その年の一二月三一日において当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者が報告対象契約を締結している場合等には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地及び特定居住地国、その年において当該報告暗号資産交換業者等との間で行われた暗号資産等売買等に係る暗号資産等の種類ごとの名称、当該種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の額の合計額その他一定の事項（以下「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三〇日までに、電子情報処理組織を使用する方法等により、当該報告暗号資産交換業者等の本店等の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

㈢　暗号資産等取引を行った者若しくはその関係者又は報告暗号資産交換業者等が、当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について、提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行った場合等には、当該行為がなかったもの等として、本制度を適用する。

㈣　税務職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

㈤　届出書の提出義務及び報告事項の提供義務に対する違反行為等について所要の罰則を規定する。

一七　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正関係
沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を三年延長することとした。（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八〇条関係）

一八　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正関係
国外送金等調書、国外証券移管等調書及び国外電子決済手段移転等調書の電子情報処理組織を使用する方法等による提出義務制度について、当該制度の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであったこれらの調書の枚数を三〇以上（改正前一〇〇以上）に引き下げることとした。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条関係）

一九　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　個人所得課税
東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、次の措置を講ずることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条の二関係）

㈠　特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をして令和六年一月一日から同年一二月三一日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	